

**重要**

法務委員会提案書

2001(平成13)年11月7日

(社)日本ハンググライディング連盟

会長 朝日和博殿

理事会及び理事各位

法務委員会委員長 城 涼一

記

事件番号 東京地裁平成12年(ワ)9780号

当事者 原告 和泉郁三 外1名

被告 社団法人日本ハンググライディング連盟  
外2名

上記事件に関する重要事項について、当委員会は、理事会に、本年10月11日理事会での確認事項及び当委員会提案書 での再確認(提案)事項に基き、明確に意思決定または確認するよう提案致します。

10月理事会における現連盟訴訟代理人の報告と質疑によって明らかのように、本件訴訟の主たる争点は、大会主催者が大会出場契約に付随する安全配慮義務を果たさずその結果、大会参加者に損害が生じたのか、それとも大会主催者には、安全配慮に欠けるところはなく、参加者の自損事故であったのか、であります。

これまでの連盟の訴訟追行の前提は、同月理事会で同代理人によって報告されたように、「大会実施において大会主催者は十分な注意義務を果たしている。」本件事故は、亡和泉氏の「...操縦ミスによる自損事故...」というものです(同代理人による10月理事会に提出の「訴訟事件概要報告」4頁、5(1)(2)参照)。

特に、連盟が「亡和泉氏の操縦ミスによる自損事故」との前提に立てるか否かは、理事会が明確に意思決定または確認すべき本件訴訟事件に関する重要事項です。また、主たる争点に関することであり、今後の連盟の対応内容を決定するためには、早急に確認する必要があると思われます。

そこで、10月理事会での確認事項及び当委員会提案書 提案(一)(二)に従い関係委員会の意見を聞いた上で、理事会(決議)によって意思決定または確認を早急にするよう提案致します。

さらに、本件は、重要な案件であるから各理事が後日連盟から根拠のない義務違反を問われないようにするために、各理事の賛成、反対、棄権の別を議事録に記録するよう提案致します。

## 法務委員会報告 - 参考資料

一、 答弁書十三頁、準備書面(1)37頁及び準備書面(3)19頁に同様の記述。

「亡恭子は日本においてトップクラスの技量を持ったパラグライダー操縦者であり、今回の亡恭子の事故は亡恭子の操縦ミスによる自損事故である。…」

二、これまでの連盟及び他の被告2名の主張・立証の相当部分は、「亡恭子の事故は亡恭子の操縦ミスによる自損事故」を証明するためになされてきた。

『証拠説明書(一)』十三～十八号証の立証趣旨、

『証拠説明書(三)』24、25、27、28号証の立証趣旨、

『証拠説明書(4)』29、30号証の立証趣旨は、いずれも「亡恭子の操縦ミス」である。

三、JHFは、この事故について、少なくとも上記準備書面が陳述された時点までに事故原因を特定していない。訴訟上で事故原因を特定し主張するについて、いかなる手続がとられていたのか、そして、これからいかなる手続をとるかが問題である。

10月理事会では、連盟理事会は、これまでの訴訟追行を他の被告2名と訴訟代理人に事実上、全面的に依拠してきたことの反省に立ち、主体的な訴訟対応をすべきこと、すなわち、法務委員会の報告、意見等を受け理事会が決定または確認して訴訟追行することが確認された。さらに、当然のこととして、この決定または確認に際しては、定款・規程を遵守しなければならない。

よって、理事会は、法務委員会のみならず安全性委員会の報告を尊重しなければならない。

四、現時点での安全性委員会の見解 - 別紙参照。

法務委員会の見解 - 結論のみ簡潔に記す。

## 今後提出すべき法務委員会提案書の主題について

これまでの連盟の主張・立証の問題点 自損事故論以外の個別具体的主張について

10月11日理事会の問題点

議事進行の問題点

討議・採決における問題点 - 特別利害関係人の出席

訴訟代理人の問題点

現訴訟代理人の問題点

訴訟記録から判明する問題点

連絡・報告書から判明する問題点

10月11日理事会での言動から判明する問題点